

【論文】

『リア王の悲劇』の新構想(4)
—嵐の場面とその後—

磯 山 甚 一

A New Design in *The Tragedy of King Lear* (4):
In and after the Storm Scenes

ISOYAMA, Jinichi

要旨：Qテキストの『リア王の歴史劇』、Fテキストの『リア王の悲劇』、ともにクライマックスにいたる場面で吹き荒れる嵐の中、および嵐が静まった直後のいくつかの場面を取り上げ、両テキストの異同を比較対照して検討し、Fにおける新構想の観点からいくつかの新しい読みを提案する。①ケント伯と紳士の対話をQとFで比較し、ケント伯と紳士の関係、ドーヴァーにおける軍勢の動向、フランス王軍遠征の理由、コーディーリアの帰還など、二つのテキストにおいて異なる情報を追う。②Qテキストの「擬似裁判 (mock trial)」がFにおいて削除されることに注目し、リアの王国が陥った法のない状態との関連を探る。③コーンウォール公とグロスター伯の関係を主君と臣下の関係としてとらえることで、公が伯の両眼を抉り取る行為に及ぶことの意味、さらに、その直後の召使たちの会話がFで削除されることの意味を検討する。④リアの謎の台詞 'Nature is above art in that respect.' の意味を、Qの 'coining' と、Fの 'crying' という異なる文脈で比較対照し、涙を流して「泣く」リアの姿から探る。

キーワード：フランス王軍 コーディーリアの帰還 擬似裁判 実力行使 リアの涙

* いそやま じんいち 文教大学文学部英米語英米文学科・名誉教授

はじめに

本論(3)の最後において明らかになったとおり、‘storm’に関連するト書き(stage directions)はQテキストにはひとつもないのに、Fテキストでト書きが合計7回新たに加えられている。例えばQテキストで第7場(以下、Q.Sc.7.と表記、行数を示す場合は続けて数字で表わす)、Fテキストでは第2幕第4場(同じく、F.2.4.)にあたる場面において、Qではコーンウォール公が台詞の中で嵐(storm)に言及するだけで、嵐の舞台効果を指示するト書きはないため、Qテキストの実際の上演に際して舞台上で効果音として嵐の音響があったかどうかは不明である。一方のFではその場面において‘Storm and Tempest’のト書きが付け加えられており、音響効果の使用を具体的に指示している。

その嵐が最も激しさを増すと思われる頃、Q.Sc.11、F.3.4において、リアは「わしの心中の嵐(This tempest in my mind)(Q.Sc.11.12, F.3.4.12)」と吐露して、自分の心の中にも嵐が吹き荒れていることを意識する。外界で吹き荒れる嵐は同時にまた、リアの心の中の嵐でもある。

以後、舞台が進行するとともに嵐は静まっていくようであるが、嵐の余韻は残る。その余韻の中にあると思われる頃、Q.Sc.13、F.3.6で、いよいよリアの狂気が明らかになる。続くQ.Sc.14、F.3.7でグロスター伯が両眼を抉り取られる様が演じられる場面があると、その直後のQ.Sc.15、F.4.1において、盲目のグロスター伯が老人に手を引かれながら「昨夜の嵐」に言及し、嵐についての最後の言及となる¹⁾。

このようにして嵐が起きて、過ぎ去り、その余韻の中でリアの狂気が明らかになるとともに、グロスター伯の受難の場面が「前半のクライマックス」とされる²⁾。次の場面から終幕へと向かう進行が始まる前において、嵐の中と後でこれらの出来事が相互にどういう前後関係で起きるか、時間の経過を追って以下の表のようにまとめることができる。

『リア王の悲劇』の新構想(4) —嵐の場面とその後—

表1

Q	F	嵐	狂気	主要登場人物、主要出来事、リアの狂気
4	1.4			リア・道化
5	1.5			リア・道化 リア「狂いたくない」'I would not be mad.'
6	2.1			エドガー指名手配
7	2.2			ケント伯、足枷に入れられる
	2.3			エドガーの変装(=トム)
	2.4			リア・道化 嵐の兆候
8	3.1			①ケント伯と紳士(嵐の中の対話)
9	3.2			リア・道化
10	3.3			グロスター伯、エドモンドに「手紙を入手」と語る
11	3.4			リア・道化・トム(変装)
				リア、狂気の兆候 Kent: 'His wits begin t'unsettle.'
12	3.5			エドモンド、父をコーンウォール公に密告
13	3.6			リア・道化・トム(変装)
				②擬似裁判(Mock trial, Qテキストのみ)
				リア、正気を失う。Edgar: 'his wits are gone.'
				道化退場(「自分は昼になったら寝る」(Fで追加の台詞)と言いついて退場。以後登場しない)
14	3.7			③グロスター伯の受難
15	4.1			トム(変装) 盲目の父と会う
				グロスター伯「昨晚の嵐」に言及
20	4.5			リア再登場
				④'Nature is above art in that respect.'

リアはQ.Sc.13, F.3.6で正気が失われたことがエドガーの台詞によって明らかになるとまもなく退場し、しばらく舞台から姿を消す。ここまですつとリアに寄り添っていた道化もリアとともに退場し、それ以降舞台上に姿を見せることはない。リアは再びQ.Sc.20, F.4.5で登場するが、その際もまだ正気を失ったままである。

以上のような前後関係を確認したうえで、嵐の最中と、そして嵐が静まった頃に起こる出来事として、QとFの異同の観点から注目できるものを四つ取り上げてみたい。すなわち表1の中で下線①～④で示した次の項目である。

- ① ケント伯と紳士（嵐の中の対話、QからFへの修正がある）
- ② リアの主宰する「擬似裁判」（嵐の直後、Qのみ、Fで削除）
- ③ グロスター伯の受難（両眼喪失、嵐の日から翌日にかけて。直後の召使たちの会話がFで削除）
- ④ リア再登場の台詞 'Nature is above art in that respect.'
(嵐の後、Q (coining) とF (crying) で異なる文脈になる)

1. ケント伯と紳士の対話

1.1. Qのみにある台詞 まずは嵐の中でケント伯と紳士、二人が対話をする場面である。この場面は本論(1)において、フランス王軍がかつてのリアの王国に来ているかどうかを考察する際にもまた、関連する場面のひとつとして取り上げた。その同じ場面を今回は、QからFへどのような修正があるか、具体的に検討を加えてみたい。

この場面自体はQ.Sc.8、F.3.1.として、どちらのテキストにも存在する。しかし両テキストを比較すると、Qテキストで紳士が嵐の中のリアを描写する//.6～14の9行、およびケント伯がフランス王軍上陸の情報を伝える//.21～33の13行、これらの二箇所がFにはない。そのうち紳士の台詞9行はFで削除されるだけであるが、Qのケント伯の台詞13行が削除された部分には、Fで新たに別の台詞8行が追加される。これらQのみにあるケント伯の台詞と、Fのみにあるケント伯の台詞の内容の異同が本論全体の課題に関連する。

Qにあるケント伯の台詞13行³⁾でケント伯が紳士に伝える情報は、足枷に入れられたケント伯が身に付けた手紙を見せた場面(Q.Sc.7.158)以来の、コーディーリアの動静に関する新しい情報である。そしてその手紙で

示唆されていたコーディーリアの行動、すなわち「重なる損失をいやす手だて (to give/ Losses their remedies) (Q.Sc.7.162 ~ 63) (大場訳)」が、進展していることを表わす。フランス王軍の遠征隊がすでに複数の港に入港し旗印を掲げようとしている、というのだ。ケント伯はそれを紳士に伝えてから、紳士にドーヴァーまで行ってリアの最新の様子をコーディーリアに伝えて欲しいと依頼する。Q.Sc.7で見たとおり、伯とコーディーリアは手紙で直接連絡を取り合えるはずであるが、フランス王軍に同道しすでにドーヴァーに上陸しているコーディーリアに伝えなければならない新しい情報がある、ということの意味する。

この台詞の中にはフランス (France) という別の王国を話題にして、「ひるがえる彼らの軍旗 (their open banner)」を掲げるその「軍隊 (a power)」に言及があり、一方では自分の側に関して、「統合を欠く状態のこの王国 (this scattered kingdom)」という言い方がなされる。「国家の実在は国境の内外に命令を強制する「実力」を持っているか否かにかかって」いる⁴⁾、とされるときの、「国境」が実力 (= 武力) で侵犯されかけている。リアのいない今、他国の軍隊の侵攻に対抗するために誰が統率者になるかはいまだに明らかではない。その候補者はリアの王国を共同で引き継いだオールバニ公とコーンウォール公、二人のうちどちらかであろう。

1.2. Fで追加される台詞 一方で、これらQの13行に代わってFテキストにおいて新たに追加される8行がある⁵⁾。この台詞はQにはないF独自の台詞であり、フランス王と通じる密偵 (spies and speculations) が表向きは従者 (servants) の姿でオールバニとコーンウォールの両公爵 (the dukes) のもとに潜んでいるという。この新しい台詞がFテキストの物語の進行上ここに置かれることで、リアの置かれた現状と国内情勢がフランス王国にいるコーディーリアに確実に伝わっていると暗示することになるだろう。二人の娘たち——ゴネリルとリーガン——が父親であるリアを、漠然とした表現であるが、「厳しく扱っている (hard rein)」として伝わっているという。Fで追加されたこの台詞でケント伯は「わが国 (our state)」という

語は発するものの、伯の台詞の焦点は、‘the old kind king’として言及されるリアと、名前はないが暗示としてコーディーリア、二人の父娘関係であろう。二つの王国の間の国際紛争＝戦争の暗示はない。Qテキストのケント伯の台詞に含まれる「軍隊 (a power)」、「ひそかに上陸 (secret feet)」、「ひるがえる彼らの軍旗 (their open banner)」という、戦争の言説を生む語句群は排除されている。

1.3. QからFへ⁶⁾ ここでは情報の流れという観点から、QテキストからFテキストへの修正について整理してみたい。Qのケント伯は、フランス王とその軍勢、そして暗示としてコーディーリアがドーヴァーに上陸したとの情報を何らかの手段ですでに入手している。ケント伯が足枷に入れられた際に紹介されたコーディーリアの手紙で「救済 (remedies)」として示唆されたことが、フランス王軍の侵攻として実現したことになる。

ケント伯はさらに紳士に願い出て、ドーヴァーまで足を運びリアの置かれた現状（「自然に反し気を狂わせるような悲しみ」(unnatural and bemadding sorrow) (Sc.8.29)) をコーディーリアに直接会って伝えてほしいと依頼する。この時点になってわざわざそれをコーディーリアに伝える必要があるということはつまり、リアの置かれたその窮状は、フランス王が率いる王軍と同道するコーディーリアの遠征出発時点で、従って王軍遠征の決定時点でも、二人に伝わっていなかったことを意味する。遠征軍がドーヴァーに上陸したこの時点で、人を介してリアのその窮状をコーディーリアに伝える必要があり、目の前の紳士にその役目を引き受けてもらいたい、ということである。

紳士はケント伯のその依頼を聞いて、「またの機会にもっとお話をいたしましょう (I will talk farther with you.)」と言って遠回しに拒否を表明し、その場から立ち去ろうとする。ケント伯はあわてて引きとめ、自分の素性が怪しいものではないと説明して財布を渡し、確認のためにコーディーリアに見せるべき指輪を渡す。紳士はそれでドーヴァー行きを引き受けた様子であり、二人でまずリアの行方を探そうと約束して別れる。この紳士は

後にQ.Sc.17でケント伯とともに登場する紳士と同一人物と考えられ、その紳士はその登場時点ですでにコーディーリアに会っており、その様子をケント伯に伝える(なおケント伯と紳士が再会するQのSc.17は、その場面全体がFで削除される)。

一方で、Fで新しく追加されたケント伯の発言は、フランス王と両公爵の間にスパイを介した情報のやりとりが繰り返されていることを表面上は語っている。リアの置かれた現状も含めてあらゆる情報が、スパイを通じ、暗示としてはフランス王を介して、コーディーリアに伝わるということになる。二人のこの対話の時点で、ケント伯は紳士に対しフランス王軍の遠征に関して一切言及しておらず、そういう情報はケント伯に入っていないということであろう。

Fのケント伯のスパイの話の8行は口調が突然変化し、くどくてわざとらしい(‘Ken’s mannered language’) ⁷⁾。そのためかどうか、紳士は得体の知れない相手に疑念を抱く。Qの場合、Qの紳士はケント伯の依頼を拒否するのであるが、Fの紳士は伯と話を続けること自体を拒否する形になり、「またの機会にお話をいたしましょう (I will talk further with you.)」と言って、言い方は丁寧ながら相手の話の腰を折る形でその場を立ち去ろうとする。ケント伯はそれに気づいて紳士を引きとめ、自分が怪しい者ではないと財布を渡し、いつかはコーディーリアに会えるはずだから、として確認のための指輪を渡す。Fの場合、この時点でコーディーリアはまだ帰還していないし、ケント伯はコーディーリアがそもそも帰国するかどうかにしても情報を得ていない。ケント伯が紳士に指輪を渡すのは、いつの日か具体的には不明だがコーディーリアが帰国した際には合流して支援して欲しいということであろう。帰国が決定しているならば、その時期について言及するはずなのだから。

Fにおいて後にF.4.3でコーディーリアが再登場する際に一緒に登場する紳士がこの紳士と同一人物とみなせる。Qではそこで登場する人物は「医師」‘DOCTOR’となっており、Fにおいて‘GENTLEMAN’に修正されたも

のである。Qではこの場面の前にケント伯と紳士が再会して登場する場面が置かれているが、Fでその場面全体が削除されたものである。紳士がケント伯との約束を守って帰還したコーディーリアに会ったとして、‘DOCTOR’ではなく紳士がここで登場することになったものと推定される。

1.4. 侵攻の理由 Qでの情報の伝わり方とフランス王の意志決定の時期の関係をみてみよう。二人の会話の時点で、ケント伯はフランス王軍の上陸を知っており、紳士に依頼してわざわざリアの「自然に反し気を狂わせるような悲しみ」を味わう窮状を上陸したコーディーリアに伝えようとする。だとすると、ケント伯はコーディーリアと手紙で常時連絡が取れていたにもかかわらず、そういう情報は手紙で送っていなかった、ということになる。Steven Urkowitzは、Qテキストの紳士がリアの窮状をコーディーリアに報告すれば、その報告内容はフランス王軍の侵攻を正当化するのに大いに役立つだろう、と述べる⁸⁾。そうだとすると、その時点でフランス王軍はすでに上陸しているのであるから、フランス王はリアの窮状と関係なく遠征軍の派遣に踏み切ったことになるだろう。

Qのフランス王が侵攻を決めた事情の別の側面は、のちにSc.18になってからコーディーリアの言明で明らかになる。すなわち、フランス国王がコーディーリアの「悲嘆と、切迫した涙に情けをかけて」‘Therefore great France/ My mourning and important tears hath pitied.’ (Q.Sc.18.26 ~ 27)、王妃とともに王自身も侵攻軍に加わった。そうすると、フランス王がフランス国内でコーディーリアに「情けをかけた」時点では、リアが「自然に反し気を狂わせるような悲しみ」を味わっていることは伝わっていなかった。リアの受ける虐待が侵攻の正当な理由になるとしても、遠征出発の時点でそれを知らなかったとすれば、その理由は侵攻で上陸してから得る情報に基づく後付けの理由となる。コーディーリアに情けをかけたことによる決定として、すでに侵攻は決まっていたからである。

Fテキストではどうだろうか。フランス国王がコーディーリアに情けを

かけたことは、Qとほぼ同じコーディーリアの台詞で述べられる(ただし、Qの‘important’がFで‘importuned’となる(F.4.3,26)、どちらも「せがんで頼む」の意味)。Fではスパイを通じリアの窮状も含めてフランス王に情報がすべて伝わっているという前提だから、そうして得られた情報に基づいてフランス王は判断したことになろう。ところがFではフランス王はコーディーリアに同道しない。Fのフランス王はコーディーリアが父親のもとへ戻り合流することを許しただけ、と理解される。後にコーディーリアが率いる軍勢がQの軍勢とは性質が異なることは明らかであろう。

以上のように、ケント伯が嵐の中で紳士と出会って話をする内容は、QテキストとFテキストでは劇の進行上の機能が異なるとともに、背後で進行が暗示されるプロットそのものも異なる。Qのケント伯の台詞が暗示するのは、フランス王軍が遠征隊派遣を決めたのは過去のずっと以前のことであり、その軍勢はすでにドーヴァーに上陸して戦火を交える直前の緊迫した状況に置かれている。しかも事態は急速に進展している。

それに対してFのケント伯の話は、フランスにいるコーディーリアが父の置かれた状況をスパイの働きでフランス国王を介して知りうる立場にあることを、暗示としてのみ観客に伝えている。Fのケント伯の台詞の役割は、前の場面のコーディーリアの手紙の流れを引き継いで、むしろ父娘関係へと観客の関心を狭める意図があるように思われる。それによって、対フランスという国際関係は持ち込まない。そのためなのか、Fで追加されたケント伯の台詞は戦争にかかわる用語を注意深く避けるとともに、宮廷風の持って回ったスタイルとなっており、話し手の言葉の表面上の意味(スパイの暗躍の話)と、話し手(あるいは作者)がその中に隠した意図(各種の情報がコーディーリアに届いていること)が異なっているように思われる。

1.5. 「上陸 (landed)」から「進軍 (footed)」へ 以上のようなQからFへの修正に関連させて、ではリアから王国を引き継いだはずのオールバニ公とコーンウォール公の側にはどのように情報が伝わっているか、これ

にもQからFへ興味深い修正がある。Qで二人の公爵が得るフランス王軍の侵攻の第一報は、グロスター伯から間接的にもたらされる。伯はエドモンドに対し、口外しては危険と言いつつ添えながら、一通の手紙を受け取ったと打ち明け、その手紙による情報と思われるが、「軍勢の一部がすでに上陸した」‘There’s part of a power already landed.’ (Q.Sc.10.12 ~ 13) と告げる。エドモンドはこの情報をコーンウォール公に密告し、グロスター伯は敵方と内通した疑いをかけられる（その容疑で例の残酷な仕打ちを受けるのである）。それを聞いたコーンウォール公は「真偽はともかく」‘true or false’ (Sc.12.15) と反応しており、自分で確認していない。にもかかわらず、その情報は「上陸した軍」‘the army that was landed’ (Sc.16.3) としてフランス王軍の上陸を伝えるものとなり、やがてはゴネリルの従者オズワルドを通じてオールバニ公にも伝えられることになる。

Qテキストの場合は実際にフランス王軍が上陸するのであるが、Fではかなり事情が異なる。グロスター伯がエドモンドに打ち明ける台詞が、Fにおいて重要な修正を受けるからである。すなわち、

Q There’s part of a power already landed. (上陸した) (Sc.10.12 ~ 3)

F There is part of a power already footed. (進軍した) (3.3.11)

このように、Qの ‘landed’ (上陸した) は、Fで ‘footed’ (進軍した) へ修正される。Qではケント伯が二つ前の場面で紳士に語った情報により、すでにフランス王軍がドーヴァーに上陸したことは明らかである (a power ... who ... have secret feet/ In some of our best ports) (Sc.8.21 ~ 24)。Qのグロスター伯がエドモンドを相手に「上陸した (landed)」として言及する ‘a power’ はそうすると、Qではフランス王軍であることが確実である。

しかしFでは、ケント伯と紳士の会話の時点でそのような情報は存在しない。伯は紳士がコーディーリアに必ず会えると言ったものの、いつのことか、どこなのか、まったく明らかではない。Fでグロスター伯が「進軍

した (footed)』として言及する ‘a power’ はどのような軍なのか、この時点で明確でない。しかしFの後の展開から逆算して推定するならば、その軍はケント伯にも知らせず予告なしに帰還したコーデューリアが率いる反乱軍のことであろう。

なおQにおいて他国の軍勢が上陸して侵攻を開始しているこのような緊迫する状況において、かつてリアの王国であった側もオールバニ公とコーンウォル公を中心にその侵略軍を迎え撃ち戦火を交えるだけの態勢が整えられつつある。Qのケント伯は、その王国が ‘this scattered kingdom’ (統合を欠いたこの王国) (Q.Sc.8.22) に見えると言うものの、国家としての体裁を不十分ながらも備えていることになるだろう。両公爵は仲が悪く、戦争で互いに戦火を交えることになりそうだと噂がすでに流れている (‘Have you heard of no likely wars toward twixt the two Dukes of Cornwall and Albany?’ Sc.6, 10 ~ 11.)。そんな時にフランス王軍の侵攻に直面して、どちらの公爵が対外戦争の主導権を握るかいまだに明確ではないにせよ、ともかくも軍を編成して他国の侵略軍と対峙するだけの、国家としての体裁はいまだ維持されている、あるいは、少なくとも国家機能が残っている、という暗示があるだろう。Qでは実際にオールバニ公が召集した軍隊がSc.22で登場し、やがてフランス王軍と戦火を交えることになる (コーンウォル公はそのときすでに命を落としている)。

2. ‘Mock trial’ (擬似裁判)

2.1. 削除と追加 嵐の中でリアの狂気が明確になる場面 (Q.Sc.13, F.3.6) にいたるとともに、以後のQテキストとFテキストを比べると、大幅な行数に及ぶ削除や追加が目立つようになる。これらの両テキスト間の異同を、本論(3)において指摘したとおり、リアの王国が「自然状態 (state of nature)」に陥っているという視点から確認してみたい。

嵐のさなかの場面 (Q.Sc.11, F.3.4) でケント伯とグロスター伯が指摘するとおり、リアはついに自分を見失って狂気に陥りつつあることが明らかにな

る（‘KENT His wits begin to unsettle.’ (Q.Sc.11.147, F.3.4.146), ‘GLOUCESTER Thou sayst the King grows mad.’ (Q.Sc.11.150, F.3.4.149)）。この後、次の次に置かれた場面 (Q.Sc.13, F.3.6) に進むと、‘Mock trial’ (擬似裁判) のエピソードが、Qテキストのみにおかれている (Fでは削除される)。

Qのリアは狂気に陥りながらも自分が国王であることを強く意識し、裁判をみずから主宰していると思込む。「国王裁判所」である。周囲の登場人物はリアに調子を合わせる。トム (変装したエドガー) は「裁判長 (justice)」の役を、道化は「法の番人 (yoke-fellow of equity)」の役をそれぞれリアによって命じられ、その場にいないゴネリルとリーガンの二人の娘たちが仮想の被告人に仕立てられて、あたかも法廷内におけるがごときやりとりが演じられる⁹⁾。Qではこの擬似裁判を経て、リアは完全に正気を失う (ケント伯の台詞 ‘his wits are gone.’ Q.Sc.13.80, F.3.6.43)。この ‘Mock trial’ (擬似裁判) の場面はQテキストで行数にして41行に及ぶ場面であるが、Fテキストでそれらの台詞がすべて削除されている。

この ‘Mock trial’ の場面のQにおける意義としては、「Learの狂気への過程が演出的にセンセーショナルに表現できる」¹⁰⁾、あるいは、その擬似裁判が「舞台上演にふさわしく、リアが狂気であるという観客の意識を強める (it is good theatre, and enhances our sense of Lear’s madness.)」¹¹⁾ とするものであろう。

一方、Fにおいてこの擬似裁判のエピソードが削除された理由を論じては、その場面が「過剰だとの判断によるものだろう」¹²⁾ とか、あるいは、「グロスターが眼を抉られるクライマックスにつながる場面の連続において、その [擬似裁判の] 場面はあまりに [観客に与える印象が] 目立ちすぎる」¹³⁾ などとする理由が提示されている。

この削除についてはまた、QとFの異同の視点からも論じられる。すなわち、後になってF.4.5においても同じように裁判を暗示する場面がある。Fのその場面では、Qにない台詞が追加されており、Roger Warrenはその加筆修正の事実を指摘したうえで、Qにある ‘Mock trial’ の場面がFで削除さ

れることと関連づけて論じている¹⁴⁾。この見方は、FにQとは異なる新構想を見出そうとする本論に関係するもので、ここで検討してみたい。

Roger Warrenのその論文によれば、これら二つのエピソードはいずれも、リアの心に取り付いて狂気に陥ってもなおその心を離れない二つの強迫観念をめぐって展開する、という。二つとはすなわち、「自分の娘たちの冷酷さ、権力を握る人々の不正義 (the cruelty of his daughters and the injustice of those who wield power)」¹⁵⁾である。

しかし、とWarrenは続けて、それら二人の娘たちおよび権力者たちの罪状の糾弾 (arraignment) を舞台化するにあたって、二つの場面を比較すると、両場面の上演テクニクに大きな違いがある。Qテキストが採用したのがすなわち「擬似裁判 (Mock Trial)」であり、そこではいずれも「狂人」の範疇に入るだろう3名(リア本人、道化、トム)の織り成す総合効果として上演される。それに対してFテキストは、Qの擬似裁判を全面的に削除したのち、F.4.5.において6行の台詞を追加し、「狂ったリアの精神のみに焦点を当てて (concentrating on Lear's mad mind alone)」上演される、という¹⁶⁾。さらに、Qテキストではその場を法廷にみだてて裁判であるかのように行進するが、リアの主宰する裁判進行はリア以外の二人に茶化されてしまい、最終的にその場面自体が混沌 (カオス) に陥る。一方でFテキストのF.4.5では、そこが法廷であるとの暗示はなく、リアは盲目のグロスター伯との出会いを契機として、みずからの思いとして娘たちの冷酷さと司法の墮落を糾弾するのである¹⁷⁾。

2.2. Fテキストにおける削除 以上、Qに置かれた「擬似裁判」の場面の台詞41行がFにおいて削除されることにつき、代表的な観点からの説明を概観した。ここでは本論の流れにそっとうひとつ別の観点から削除の意味を考えてみたい。すなわち削除されるその場面が、たとえ 'mock' (擬似) ではあるにせよ、まさに 'trial' (裁判) の場面であることに関係すると思われる。

本論(3)において確認したとおり、これらのリア王の物語において、リ

アが王国を娘二人とその夫の公爵たちに譲渡した結果として、その王国であった領域はエドマンドが‘nature’という語を用いて表現するとおりの、「自然状態’state of nature’」と名づけられる状態に陥ったとみなした。

Qテキストにおいてはしかし、リアの退位後もその王国は国家としての体裁を不十分ながら保ち続ける。というのも、Qではフランス王軍の上陸はオールバニ公が侵略（「フランス王がわれらの国土を侵略している」‘France invades our land.’ Q.Sc.22.27. Qのみの台詞）と位置付けて、リアの王国を共同で引き継いだ二人の公爵らが侵略に対抗すべき戦争に向けて情報の収集と準備を行う。そのさなかにコーンウォル公が命を落とすもの、もうひとりのオールバニ公の指揮下で軍隊が召集され、その軍隊がフランス王軍と戦火を交える。

これらの事実によって、Qテキストはまがりなりにも「国家」の存在が暗示されると思われ、「国家」があつてこそ、「裁判」という形式が可能になるだろう。その国家が、その領域内で「法」が強制力を備えて実効性を保ち機能することを担保するであろう¹⁸⁾。すなわち、裁判で決定された判決が、司法制度の基盤にある「国家」の権力で強制的に執行される見込みが少なからずあるからである。

しかしFの『リア王の悲劇』の世界は、「王国」が崩壊していわゆる「自然状態」に陥り、王国の国家機能が機能不全に陥っていることがQよりもさらに強調される。その状態はFのケント伯によって、Qには見られない指摘であるが、‘freedom’（自由＝特権）が失われた状態とされる。すなわち、個人が自由＝特権を与えられて法的保障を受けられるような、法に基づく支配の枠組み、または体制がなくなった、ということである。リアの王国が陥ったそのような状態は、エドマンドのような人物が自分の力と才覚と詐欺行為によって勝利者となり、「実力行使」が幅をきかせる、いわゆる「弱肉強食」の状態にある。そこで編成される軍隊は、反乱軍の鎮圧を行うひとりの公爵の軍（‘the English party’ F.4.5.239. Fのみの台詞）という暗示があり、必ずしも「国家」の軍隊ではないかもしれない。そういう領

域内では、「裁判」の決定を強制すべき「国家」の機能は不十分であろう。そのようなFテキストの世界にいか「擬似」とはいえ、「裁判」の場面は似つかわしくない、ということではないのか。

2.3. 「何人も罪人にあらず」～Fで追加の台詞 上でとりあげたQテキストの擬似裁判の場面には、次のような司法の墮落を糾弾する裁判の主宰者としてのリアの台詞がある(Q.Sc.13.50～51)。

Q Arms, arms, sword, fire, corruption in the place!

False justicer, why hast thou let her scape?

武器だ、武器、剣だ、火だ、その場所〔法廷〕に腐敗があるぞ！

エセ判事め、なぜあの女を逃がした？

ここで「あの女」とは娘のゴネリルのことであり、リアは法廷が腐敗して、ゴネリルを逃がした、と訴える。さらには、その女が「父親であるあわれな王を蹴とばした」‘she kicked the poor King her father.’と宣言する。これらの台詞が含まれるQの擬似裁判の場面はFでは削除され、かわってFでは少し先の別の場面(F.4.5.)で登場するリアが、娘たちの冷酷さと司法の墮落を、裁判主宰者の王としてではなく、盲目のグロスター伯を目の前にして個人としての言葉で糾弾する。Fにはその場面で新たに追加されたリアの台詞が6行あり、そのうちの4行は次のとおりである。

F Plate sin with gold,

And the strong lance of justice hurtles breaks:

Arm it in rags, a pygmy's straw does pierce it.

None does offend, none, I say none. (4.5.157～60)

罪状を黄金のそばに置いてみればいい、

正義の鋭い槍の先も傷つけられることなく折れる。

ボロで罪状を覆えば、こびとの麦わらでさえそれを貫き通す。

罪人などいない、一人もいない、いいか一人もだ。

これはQの擬似裁判の場面の司法の墮落に対する糾弾の台詞を、より一般的に述べたものと言えるだろう。Fのリアの台詞はQと異なり、ゴネリルだけを告発するのではなく、もっと一般的な表現になる。裕福な人々の所有する黄金と貧困にあえぐ人々のまとうボロ布を対照させ、正義が貫徹されていないと告発するのであろう。

本論の関連で注目すべきことは、Fテキストで新たに追加されたこれら6行のうちの最後の1行、'None does offend, none, I say none.'である。この台詞はたとえば「罪びとなどおらぬ、一人もおらぬ、おらぬとも」(大場訳)、などと訳される。直前にリアは、'Plate sin with gold.' (罪状を黄金のそばに置く)とか、'Arm it (=sin) in rags' と述べているから、その言い方は事実上、富めるものも貧しいものも罪を犯すと言っていることになる。ところがその次の台詞では、一転して「罪びとなどおらぬ」という正反対の言い方になる。これは一体どういうことだろうか。正気を失ったリアの支離滅裂と言ってしまうえばそれまでであるが、もう少し筋道をたてて考察を進めてみたい。

'None does offend.' [だれも罪を犯さない] という発言の説明として、例えば'because all do.' [(富裕層も貧困層も) すべての人が罪を犯すからだ] とされる¹⁹⁾。しかしある行為が法によって罪とされる場合、その行為をすべての人が行うからといって罪でなくなるわけではないだろう (それを罪と定めたこと、それ自体が問題になるかもしれない)。

そもそも「罪を犯す」(offend)とはどういうことか? 動詞 'to offend' の意味は自動詞としては、'to commit a fault or a crime' (Schmidt) で、「罪を犯す」である。ある特定の行為が罪 (crime) として成立するには、その行為が罪にあたり取り締まるべき対象であると法によって定められる必要がある。その上で強制力をもつ国家機関=警察力が介入して、その定められた罪を犯した者を特定し、犯罪者として取り扱う。今日の法治国家であれば、ど

ういう行為が罪になるかは各種の刑法にて定められ、取り締まりには警察力があたる。しかし、何かの行為を罪と定める法がない環境においては、たとえば盗みや殺人はあったとしても、窃盗罪や殺人罪はなく、したがって罪人もいないことになる²⁰⁾。

リアは富める者も貧しい者も罪を犯すと言うが、具体的に何の罪かは触れない。富める者は何か罪を犯しても、その事実でさえ金 (gold) を用いることで覆い隠し、貧しい者はささいな罪でも隠すことはできずに罪人とされる、という趣旨であろう。これに続いてリアの思考が飛躍し、「罪びとなどおらぬ」と断言する。その発言の論理の補足を試みるならば、「いまや自分がかつて王であった領域は、王が不在で法のない状態 (= 自然状態) に陥っているため」、という前置きがあるのではないか。その帰結として、「罪びとなどおらぬ」という発言に帰結するのではないか。

すなわち、リアが富める者や貧しい者が犯すとしている行為を「罪」として定めたもの、すなわち法は生きているのか、そして、その法に違反した者を罪人として取り締まる、強制力をもつ国家機関 (= 警察力) は機能しているのか、が問題であろう。もしも王国や所領などの領域において法そのものや警察力がいないか、あるいは不十分にしか機能しない状態にあれば、ある人が何かの行為をしても、それを法に照らして罪として判定もできないし、もちろん罪人と特定して取り締まることも不可能である。リアの言う、'None does offend, none, I say none.' とはそういうことではないのか。

リアが王であったときは、その王国には法の存在が確かであり、取り締まる役人がいて、罪にあたる行為を特定して取り締まりができた。ところが今では、リアの王国であった領域が 'state of nature'、すなわち「自然状態 = 法のない状態」に陥っている。法の失われた状態で、しかも取り締まる警察力がなければ、どんな行為も罪に問われることなく、罪人は特定できない。リアの台詞はこのような事情を述べているのではないかと考えられるのである²¹⁾。

3. グロスター伯の受難

3.1. 両眼喪失 コーンウォル公がグロスター伯の両眼を抉り取って踏み付けるといふ、衝撃的な行為を取り上げたい。現代の上演では通常、このグロスター伯の受難の場面が終わって途中休憩になるとされ²²⁾、まさに前半のクライマックスである。舞台上でこの場面をどのように演技するか、演出家を悩ませるほどの行為であり、いったいどういう展開を経て公爵はその所業にいたるのか？

この場面でまずひとつ注目できることとして、グロスター伯がコーンウォル公とリーガンの二人に何ら物理的抵抗を示さず、一方的に暴力を振るわれるがままになる、ということであろう。グロスター伯は自分の剣を抜いて公爵に立ち向かう選択もあるだろうが（グロスター伯も貴族の一員として通常は剣を身に付けていると思われる）、伯自身も予想もしないうちに、自分の身柄を拘束されてしまう²³⁾。

考えられる理由としては、伯は年老いた身で単独で行動しているのに、コーンウォル公と夫人は若くて腕力があって召使たちが一緒にいて、しかもこれらの人々が密室状態の中に置かれることである。すなわち、第三者の関与がなく、法の関与がなく、二者間の「弱肉強食」の関係がむき出しであり、QとFどちらのテキストにも見られる人間関係のあり方の典型的な場面と言えよう。実力があって、やろうと決めれば実行できる者が、やりたいがままに他者の身体に対して傷害をはたらくのである。公爵の台詞には弱者である伯の「コルクのような腕（'his corky arms' 「皺だらけの腕」）（Q.Sc.14.27, F.3.7.29）」の描写があり、二人はその両手を縛りあげ、さらには椅子に縛りつけるよう召使たちに命じる。

もうひとつ注目すべきは、コーンウォル公が自分の行為を正当化しようとする際の台詞である。それはQとFでほとんど違いはない²⁴⁾。

コーンウォル

正当な裁判の手続きを経ないとしたら、伯の生命にかかわる

決定[死刑のこと]はできないだろう。しかし自分には権力があり、
自分の怒りにまかせて実行しても、人々は、
その行為をとがめるかもしれないが、制止はできないだろう。

(Q.Sc.14.22 ~ 25) (F.3.7.24 ~ 27)

これもまた王国分割後のリアの王国が陥った自然状態=法のない状態を示すものであろう。コーンウォル公の台詞には裁判手続きの用語が用いられ(the form of justice)、公はそういう法的手続きの存在を知っている。すなわち、そういう手続きをする際の根拠となる法が共有されて存在することの証明でもある。しかし現状においてその法が実質的に効力を失った状態にある、との公の認識であろう。公は自分が怒りにまかせて死刑にも匹敵する残虐行為に手を染めても、とがめる人々はいるかもしれないが、誰も自分の実力行使を制止できないとしている²⁵⁾。

3.2. 二人の関係～コーンウォル公とグロスター伯 この場面を考察するために、二人の関係を確認しておきたい。二人はそれぞれ公爵と伯爵として貴族階層に属する。本論(2)においてすでに確認したとおり、この戯曲の材源となったリアの物語の制作年代がヨーロッパ中世の12世紀であり、作者はジェフリー・オブ・モンマス(1100?～55)とされる。この物語の原型はヨーロッパ中世盛期のいわゆる「封建制」の時代、領主である貴族階層に属する人々は個々に主君と臣下(家臣)の「個人的な関係」を結び、貴族間に主従関係のネットワークができあがっていたとされる時代の中で生まれた²⁶⁾。シェイクスピアによるリア王の物語がシェイクスピアの時代を映す物語であると同時に、モンマスを通じて、さかのぼった時代の封建制度の中に組み込まれているとみなせるであろう。

リア王の物語に登場する貴族としては、リアはむろんであるが、オールバニ公とコーンウォル公の二人の公爵がいて、グロスター伯、その息子たちであるエドガーとエドモンドも伯の息子として貴族階層の一員であり、さらにケント伯が含まれる。典型的な封建制度下の貴族のあり方として

は、これらの貴族たちはそれぞれが、各自の所領を持つ領主たちであろう²⁷⁾。そしてもちろんリア王自身が、国王であると同時に貴族の一員として自分自身の独自の所領をもつ領主でもあると想定される。「封建制度の行われた時代には、君主は最高の封建領主であるが、結局はやはり封建領主の一人にすぎないといわれる」からである²⁸⁾。

すでに本論でも触れたとおり（本論（2）注6）、リアは国王の称号を持つことで、これらの貴族たち4名すべてに対してなんらかの権威を有する立場にあると考えられる。4名はリアが王であること自体に異議をはさむことなく、王であることは、「封建制度の論理的帰結」として「封建宗主」の立場にある²⁹⁾。オールバニ公とコーンウォール公の二人の公爵はリアの娘たちと結婚し、リアの義理の息子にあたる。Fで追加されたリアの台詞として、*'Our son of Cornwall, 'our no less loving son of Albany'* とある（F.1.1.36～37）（この台詞はQにはなく、Fでこれらの義理の親子関係が確認され強調されることになろう）。リアとこれらの二人の公爵たちは、それぞれが個別に主君と家臣の関係にあると想定されるが、それに関してこれらの物語の中に個別に言及はなく、確認はできない。エドガーとエドモンドは物語の初めの段階でいまだ貴族の称号を持っていないが、エドモンドは途中でグロスター伯の地位を継承（または篡奪）する³⁰⁾。

グロスター伯は、*'the King my old master'*（Q.Sc.10,17～18, F.3.3.15.）や、*'the King my master?'*（Q.Sc.13,79, F.3.6,42）³¹⁾、という台詞から分かるように、王であるリアを *'my (old) master'* と呼んでおり、二人の間には個別の臣従の関係が暗示される。そのグロスター伯に関わる人間関係を複雑にする事情がある。すなわち、伯がコーンウォール公に対してもまた、*'The noble duke my master, / My worthy arch and patron'*（Sc.6,58～9, F.2.1,57～58）「わしの主君、わしの最大の後ろ盾たる公爵どの（大場訳）」として、*'master'*、*'patron'* という尊称を用いて呼びかけており、二人の間に臣従の関係が暗示されることである³²⁾。

これらの主従関係は「封建関係は純然たる個人間の関係」³³⁾ とか、「封

関係はもともと当事者相互間の個人的契約である³⁴⁾とされるとおり、王とその他の貴族たちの間だけでなく、貴族階層を構成する個人と個人の間で主君と家臣として相互に複雑にからみあって成立していた。さらには、「一個の領主が複数の上級領主(封主)をもつこともありえた³⁵⁾」。グロスター伯はまさにこの例に当てはまると思われる。すなわちグロスター伯は、王であるリアとともにコーンウォール公をも自分の‘master’と呼ぶからである。

かくてリア、コーンウォール、グロスターという三人を結ぶ関係は込み入っている。これらの戯曲の中で確認できる限り、グロスター伯は王であるリアとコーンウォール公、二人をともに主君とし、二人に同時に臣従するという構図が見取れる。しかし、劇中ではこれらの二つの臣従関係の内容がそれぞれいかなるものか、その内実に主たる関心があるわけではなく、焦点となるのは、これら二つの関係が衝突しあうことで生じる、グロスター伯が立たされる危険な立場である。伯がこれら二人とそれぞれ臣従の関係を結んでいるとすれば、ともに主君であるリアとコーンウォール、二人が互いに対立したとき、はたしてどちら側との関係を優先すべきか、伯が迫られるのはこういう厳しい選択である。「どちらにもつかないとすれば、単に誠実違反を二重にするだけ」なのだから³⁶⁾。

3.3. グロスター伯の選択 グロスター伯はまさにその選択を迫られる。リアが荒野に逃れ、やがてフランスから帰還したコーディーリアと合流しようというときである。伯は「リアを殺害しようとする計画’a plot of death upon him’ (Q.Sc.13.82, F.3.6.45)があるとの情報を聞きつけ、リアをドーヴァーへと送り届けようと画策する。すでに見たとおりドーヴァーにいる「整った武装の同盟軍’well-armed friends’とは、本論の仮定としては、Qではそこに上陸するフランス王軍であり、Fではコーディーリアが率いる反乱軍である。すでにコーンウォール公は、グロスター伯がフランス王軍(Qの場合)または反乱軍(Fの場合)と通じているとエドモンドから聞かされ、信じ込んでいる。公はグロスター伯がリアの逃亡を手助けし

たと聞くと、伯を捕らえて自分の前に連行させる。QとFでは公爵が伯を呼ぶ際に用いる語が異なる。

Q Cornwall Seek out the villain Gloucester. (Sc.14.3)

F Cornwall Seek out the traitor Gloucester. (3.7.3)

Qでは単に「悪党」‘villain’であるが、Fでは「裏切り者」‘traitor’と修正され、以後その場面ではQ、Fともにずっと‘traitor’が用いられる。この修正は、グロスター伯の行為が公爵にとって「裏切り」であることを、最初から明確にしておくためであろう。二人の間に臣従の関係があるとすれば、リアをドーヴァーへ送り届けて助けることは、主君であるコーンウォル公にとって自分に対する伯の誠実義務の違反、「裏切り者’traitor’の行為になるからである。公爵がこれから実行しようとする残酷行為は、家臣であるグロスター伯の裏切り行為に対して主君が実行する報復である。それは公が自分でも用いる言葉で「復讐’*revenge*’³⁷⁾であり、実力行使であり、「自力救済(フェーデ)」の行為である。

3.4. 召使たちの会話の削除 コーンウォル公がグロスター伯の片方の眼を抉り出して踏み付け(Wells編Qテキストのト書きによる)、リーガンが「もう一方の眼も」と夫を促して実行させた(と想定される)そのとき、召使(SERVANT)の一人が自分の剣を抜いてそれを制止する。公爵はその召使を相手に剣を抜いて戦い(‘*draw and fight.*’Qのみのト書き)、その召使は命を落とすが、公爵自分も傷を受けて夫人のリーガンの腕を借りて退場し、後に息を引き取ることが暗示される。この召使の行為はQ、Fともに同じであり、Qではその場面の最後に、残された別の二人の召使たちの会話(11行)が置かれるものの、Fではそれらの会話全体が削除される。それらのうち次の4行を注目してみたい。

Q: SECOND SERVANT I'll never care what wickedness I do

If this man come to good.

THIRD SERVANT

If she live long

And in the end meet the old course of death,

Women will all turn monsters. (Sc.14.97 ~ 100)

召使のひとりが公爵の行為を見て、「こんな人(=公爵)がいい目を見るのであれば、自分はどんな悪事に手を染めても気にしないだろう」とつぶやくと、もうひとり、「夫人(リーガン)が長生きして通常の死に方をするなら、女性はみんながみんな怪物になるだろう」と応答する。

Qにあるこの部分がFにおいて削除されることにつき、「最も本質的な理由は感傷性の排除ということだろうと思う」³⁸⁾ という論や、公爵にとってグロスター伯は自分に臣従すべきであるのに、自分に対する「裏切り者」‘traitor’の行為を犯した。そういう伯の「裏切り」‘treachery’を強調するためであるとする論³⁹⁾ などがある。また別の観点から、これらの会話が挿入されることでかえって「芝居の急転回の進行が一時的に停止」‘For a moment the ferocious movement of the play halts.’してしまうことも指摘される⁴⁰⁾。

本論の観点から述べるならば、この部分の二人の召使の私人の正義感情(道徳法)に立脚した会話の内容は、法のない状態、または法以前の世界にはそぐわない、ということであろう。コーンウォル公の行為が邪悪だとか、夫人が怪物だとか、公爵と夫人の残酷行為を第三者の立場でとがめても、その判断を受け止めて罪として罰を強制する手段のない世界では何の効果もない、法のない世界とはそういうことである。換言するならば、召使たちの私人の正義感情(道徳法)の発露が削除され、道徳法が法としての資格がない世界を表わした、ということでもあろう。

コーンウォル公が自分の行為を正当化して述べるように、その場で公爵とグロスター伯との関係を支配しているのは弱肉強食の原理であり、どち

らが強いだけで問題であって、道徳法はむろんのこと、いかなる法も公爵の意志に関与する余地はないか、あるいはあったとしても公爵が自分で述べるように無視できてしまう。公爵のように力のある者の実力行使を、第三者の立場からはだれも阻止することはできないことを表わす場面である。法の番人であるべき国家が崩壊し、国家は何も、あるいは不十分にしか、強制機能を持たなくなっているということであろう。

QとF、どちらのテキストにおいても、リアが行った王国分割に伴ってその王国であった領域が国家の状態を喪失し、法のない自然状態におちいった、として本論(2)において確認したとおりである。Qテキストでは国際紛争が起きているので、かろうじて国家の境界をめぐって侵略者を排除しようと強制力を行使する軍隊は維持されている。その点でQにおいては国家機能の一部は残されているものの、境界の内部では法の強制力は十分に維持されていないことになるだろう。コーンウォル公のような権力を持つ人物が実力を用いて自力救済としての復讐を実行できてしまうのである。

そういう領域内において、公爵が実行した行為を召使たちの言葉で「邪悪な行為」'wickedness' だとか、夫人が「怪物」'monster' だとか言ったところで、観客の道徳心には訴えるだろうが、それだけでは何ももたらさないであろう。かえって、劇進行にストップをかけてしまうかもしれない。そういう考慮からこれら二人の召使たちの会話はFで削除されたと考えられるだろう。彼ら召使たちがとるべき意味のある対応策があるとなれば、コーンウォル公とグロスター伯の二人の葛藤に当事者として加わり、実力でコーンウォル公に対抗することであり、召使のひとりが剣を抜いて公爵を傷つけるのはまさにそれにあたるだろう。

3.5. オールバニ公の対応 のちの場面(Q.Sc.16, F.4.2)になってもうひとりの公爵であるオールバニ公は、残虐行為に手を染めたコーンウォル公がその場で召使の攻撃を受けて死にいたったと報告を受ける。そうするとオールバニ公は、

This shows you are above,/ You justicers (F justices), that these
our nether crimes/ So speedily can venge.

「天におわします裁きの神々、／いまあなたがたは証拠をお示しになり
ました、下界の罪を／かくもすみやかに報復なさるといふ。(大場訳)」

(Q.Sc.16.77～79, F.4.2.47～49)

と宣言する。ここで彼が呼びかけに用いる‘You justicers (Fjustices)’は、‘you are above’と合わせて考えると、「天の裁判官」＝「神々」という意味であろう⁴¹⁾。オールバニ公はいまでもなくコーンウォール公とグロスター伯の主君と家臣の関係の当事者にはあたらず、第三者の立場にしかすぎない。その立場から言明をするために、神々を暗示する‘You justicers (Fjustices)’を引き合いに出したものである。むろんそれだけでは召使たちの道徳法コメントと同じことで、何ももたらさない。だがオールバニ公はグロスター伯の両眼喪失にエドマンドが関与したことを聞き及ぶやいなや、グロスター伯に呼びかける形で宣言する。「グロスター、私は生きて、お前の両の目の復讐をする」‘Gloucester, I live … to revenge thy (F.thine) eyes.’ (Q.Sc.16.93～95, F.4.2.63～65) と、復讐を誓うのである。オールバニ公はここで、グロスター伯とコーンウォール公の争いにグロスター伯側の当事者として行動することを鮮明にする。

復讐は被害者本人やその近親者が行うという慣例からすれば、グロスター伯と血縁関係のないオールバニ公の復讐宣言は異例である。しかも、公が「復讐」と宣言するとき、その対象は密告者のエドマンドと実行犯のリーガンしか考えられないはずであるが、こともあろうに公はこの後でエドマンドと組んで軍隊の指揮をとり、Qではフランス王の侵略軍、Fではコーディーリアの反乱軍を敵に回して戦火を交える。理屈としては、オールバニ公はQでは防衛戦争を、Fでは内乱鎮圧を、それぞれ優先して戦闘に参加し、それが終わってからグロスター伯の復讐に着手する、ということであろう。

4. 'Nature is above art…'

4.1. 正気を失ったリア 嵐がすでに静まった後、正気を失ったままのリアが再登場に際して発する 'nature' と 'art' に関わる謎の台詞を、QとFの異同の観点から考察してみたい⁴²⁾。この台詞はQとFで文脈がまったく異なるためにさまざまに解釈されているが、そこでのリアの所作を含めて理解することが重要であろうと思われる。

Q.Sc.20, F.4.5.の前半、エドガーと盲目のグロスター伯が二人でいるところにリアが突然姿を現わす。以前のQ.Sc.13, F.3.6で正気を失って眠ったまま抱きかかえられて退場して以後、久しぶりの登場である。開口一番、QとFでそれぞれ次のような台詞がある（下線はQとFで異なる部分）。

Q LEAR No, they cannot touch me for coining. I am the King himself.

EDGAR O thou side-piercing sight!

LEAR Nature is above art in that respect. (Sc.20,83 ~ 86)

F LEAR No, they cannot touch me for crying. I am the king himself.

EDGAR O thou side-piercing sight!

LEAR Nature's above art in that respect. (F.4.5.83 ~ 85)

リアの2つの台詞の間には、Q、Fともにリアの憐れな姿を見てエドガーの発する短い台詞が1行入っているため、リアの台詞を連続する台詞として解釈する場合と、リアの二つ目の台詞 'Nature is (F Nature's) above art in that respect.' はその前のエドガーの台詞に反応しているとして解釈する場合がある⁴³⁾。どちらで解釈するかによって、「その点において」「in that respect」が、果たしてどの点なのか、問題になるであろう。しかもQでリアの最初の台詞にあった 'coining' (硬貨を鑄造すること) が、Fで 'crying' (泣くこと) に修正される。この異同を含め、'I am the king himself.' という発話を間においていかに合理的な説明ができるか。正気を失ったリアの台詞に合理性

が当てはまるかどうか問題かもしれないが、合理的な説明ができるものとして考察を試みてみよう⁴⁴⁾。

まずQテキストの場合の‘in that respect’は、‘coining’および‘I am the king himself.’を合わせて理解されている。その場合、間に入るエドガーの台詞はリアの耳に入っていないことになろう。その‘coining’は「王の特権である硬貨鑄造」‘minting coins (a royal prerogative)’⁴⁵⁾を意味し、王国などの領域支配権をもつ支配者の重要な特権であり、今日の国家でもそうであるように、その特権侵害は国家の存立にも関わる重大な罪とされる。‘touch’をOED (vb.19.a)に定義のある‘To take to task, rebuke, reprove, censure’ (非難する)の意味に解釈して、エドガーの台詞は無関係とみなせば、次のような意味になるだろう。

Q No, they cannot touch me for coining. I am the king himself.

Nature is above art in that respect.

やつらはわしが硬貨を鑄造することを非難 (touch) できない。私は (硬貨を鑄造する王権をもつ) 王その人なのだから。

その点で王の硬貨鑄造の自然の権利は、人間の術を超越する。

王の硬貨鑄造の特権は、「自然 (nature)」の権利 = 神の定めた王の権利とみなされるということであろう。それに対して「術 (art)」が人間の技術のことだとすれば、「自然 (nature)」は人間の「術 (art)」を超越する (above)、すなわち人間の術 (art) の及ばない権利である。

4.2. 涙を流すリア Qを修正したFの‘crying’はどう理解できるだろうか。その語は王権に関わるQの‘coining’と異なって、「泣く」という個人的な響きをもつ単語である。この「泣く」に関しては、Michael Warrenがこの戯曲の中で「泣く」のモチーフが劇中に終始一貫して出現することを指摘し、‘crying’の読みを擁護している⁴⁶⁾。このWarrenにならって、「泣く」のモチーフをここで詳しく追っておきたい。その最初の例は、Q.Sc.4、

F.1.4でゴネリルに従者の数を減らされたことが判明する場面である。リアは‘cry’という語は用いないが、「この身からあふれ出るこの熱い涙」‘these hot tears, which break from me’ (Q.Sc.4.289, F.1.4.253)、「愚かな眼よ、この理由で再び泣くことがあれば・・・」‘Old fond eyes,/ Beweep this cause again, ...’ (Q.Sc.4.292 ~ 93, F.1.4.256 ~ 57) と言うとおり、泣いているのである。

その後Q.Sc.7、F.2.4でリアがゴネリルとリーガンと言い争う場面では、「女の武器、水のしずく」‘women’s weapons, water drops’ (Q.Sc.7.435、F.2.4.270) と、涙を懸命にこらえている。その7行後でも、「自分は泣くだけの十分な理由がある」‘I have full cause of weeping.’ (Q.Sc.7.442、F.2.4.277) と言いながら、「泣くくらいなら、この心臓を十万個に（粉々に）粉砕させる」‘this heart/ Shall break into a hundred thousand flaws/ Or ere I’ll weep.’ (Q.Sc.7.442 ~ 44、F.2.4.277 ~ 79) として、涙をこらえる。嵐の中の場面では、「もう泣くまい」‘No, I’ll weep no more.’ (Q.Sc.11.17、F.3.4.17) と言っているとおおり、それまで泣いていたのである。

さらに「泣く」のモチーフはF.4.5で問題となっている台詞以後も浸透している、とWarrenは続ける。「お前がわしの運命を泣いてくれるならば」‘If thou wilt weep my fortunes,’ (Q.Sc.20.165, F.4.5.168) と言いつつ、人間がこの世に生まれるときの産声にも連想が及ぶ。

‘We came crying hither.’ (Q.Sc.20.167, F.4.5.170)

‘We wail and cry.’ (Q.Sc.20.169, F.4.5.172)

‘When we are born, we cry that ...’ (Q.Sc.20.171, F.4.5.174)

さらに場面が進行してコーディーリアと再会の際にも、「涙で濡れているのか？ そのとおおりだ。どうか泣かないでおくれ」‘Be your tears wet? Yes, faith. I pray you, weep not.’ (Q.Sc.21.68, F.4.6.69) と声をかけ、さらに最後の場面では、エドモンドによって自分とともに捕らわれの身になった末娘に、「涙を拭きなさい」‘Wipe thine eyes.’ (Q.Sc.24.23, F.5.3.23.) と話しかける。

「泣く」のモチーフの具体例は以上のとおりであるが、そのうえで Warrenは、Q'coining' とF 'crying' のどちらかに優劣があるわけではなく単に異なる読みであり、'crying' はFの文脈で十分に理解可能であるとしている。

それによれば、Fの'touch' は「王の病 (king's evil)」すなわち「瘰癧〔るいれき〕 (scrofula)」を「触れる (touch)」ことで癒すとされる、王の超自然的能力に関わる語である(注30の「瘰癧を癒す王」を参照)。Warrenはここでリアの「泣く」ことを「瘰癧」に見立てて解釈する。つまり自分自身が癒しの力をもつ王その人なのだから、自分以外の人が自分の「泣く」ことを自分の身体に「触れて」癒すことはできない、という意味になるだろう。以上のようにWarrenの読みを取り入れて、'touch' は病を癒すために王が「触れる」の意味として解釈すれば、次のようになるだろう。

F No, they cannot touch me for crying. I am the king himself.

Nature's above art in that respect.

いや、彼らはわしに触れて私が泣くことを癒す(=泣かないようにする)ことはできない。わしが(超自然的能力をもつ)王その人なのだから。

その点で王の持つ自然の治癒力は、人間の術が及ぶものではない。

4.3. 人間の術 (art) 以上のようなWarrenの論があることを前提としたうえで、ここではさらに別の観点からの読みを提案してみたい。リアが直前のエドガーの台詞に反応している(注43を参照)とする読みであり、'touch' はQと同じく'rebuke, reprove, censure'の意味として解釈すると：

F LEAR No, they cannot touch me for crying. I am the king himself.

EDGAR O thou side-piercing sight!

LEAR Nature's above art in that respect.

リア 人々はわしが泣くことを非難できない。わしは王その人だから。

エドガー おお、なんと胸を張り裂くようなお姿！

リア その点、術 (art) で泣く姿は、自然 (nature) の泣く姿に及ばない。

すなわちリアの 'Nature's above art in that respect.' は、一般論としては、「人間の自然は人間の術 (art) よりも一層胸を張り裂くような姿を見せるものだ」という意味になり、今この時に即して言えば、「自分がこうして泣くのは、術 (art) で泣いているのではなく、人間の自然の感情で泣く姿なのだ」、ということかもしれない。このように 'nature' が、人間におけるありのままの性質、のような意味で用いられている。OED (sb.2.b) で、'The general inherent character or disposition of mankind.' とされている意味にあたるかもしれない⁴⁷⁾。

さらに、ここで用いられるリアの 'art' からは、コーディーリアが冒頭の場面で口にした同じ語 (art) が想起されるのではないか。父親であるリアから「親としての保護、血統の近親性と血縁の一切」を否認すると宣告されたコーディーリアは、自分より先にスピーチをした二人の姉たちの言葉遣いに言及し、'that glib and oily art' (あのように滑らかですべるような術 (art)) を自分は持ち合わせない、と明確に宣言したのである (Q.Sc.1.215, F.1.1.219)。「art」という語が用いられるのは、Q、Fともに、コーディーリアとリアの台詞にあるこれら二回だけである。リアの 'art' は、コーディーリアが用いたその同じ語と響きあうのではないか。

リアがその語を用いる場面 (Q.Sc.20, F.4.5) にいたるまでの前後関係を 'art' に関連させて確認してみよう。冒頭でリアはコーディーリアと自分の血縁関係を否認して自分の身を二人の姉たちに託すことにしたあともなく、それらの娘二人、ゴネリルとリーガン、と真っ向から対立する。まずQ.Sc.4, F.1.4でゴネリルが従者を50人に減らすと、怒ったリアは「別の娘がいる」としてリーガンの屋敷に向かう。ところがその屋敷の場面 (Q.Sc.7, F.2.4) でも今度はリーガンと口論が始まり、そこにゴネリルも合

流する。やがてリアは二人の娘に「復讐」を叫びつつ姿を消す。二人の娘たちに対する憤怒はずっとリアの心を占め、涙を流すほどに精神のバランスを失わせる。嵐の中の場面(Q.Sc.11, F.3.4)では、ケント伯がリアの狂気の兆候に気づき(Kent: 'His wits begin t'unsettle. '), 続く場面(Q.Sc.13, F.3.6)でリアが正気を失い(Edgar: 'His wits are gone. '), ケント伯に抱きかかえられて舞台から姿を消す。以後しばらく登場しない。

やがてQ.Sc.20, F.4.5の場面になると、正気を失ったままの姿のリアが再登場し、最初に発する台詞が問題となっている台詞である。Qのリアは登場しながら、自分が硬貨を鑄造する(coining) 権利を有する王であることを宣言する⁴⁸⁾。一方でFのリアは、自分が泣くこと(crying)を自分の王としての身分に関連させて述べるとともに、直前のエドガーの台詞に反応して、'nature' と 'art' の対照を口にする。すると、最初の場面でコーディーリアが用いた 'art' が連想されるのであろう。姉たちのスピーチについてその語を用いてコーディーリアが述べたことが、今まさに真実であると判明しつつあり、その語が呼び覚ます感覚がリアの心中に交錯する。

その感覚はコーディーリアと分かれた直後からリアの精神を蝕み始めていたもので、悔恨を示す台詞が早くも姉たちとの諍いの最中から出現する。

We that too late repent's. (Q. Sc.4.249), Woe that too late repents! (F. 1.4.212)

われわれの後悔は遅すぎるのだ。 遅すぎる後悔に災いあれ!

O most small fault,/ How ugly didst thou in Cordelia show!

(Q.Sc.4.257 ~ 58, F.1.4.221 ~ 22)

ほんのささいな過ち。それがコーディーリアではなんと醜く見えたことか。

I did her [=Cordelia] wrong.' (Q.Sc.5.23, F.1.5.20)。

あの娘には悪いことをした。

その語 (art) がもたらす思いの源泉はまさに、最初の場面のゴネリルとリーガンの言葉遣いの記憶であろう。この時になってリアは二人の言葉遣いがコーディーリアの言ったとおりにまさしく「術 (art)」であると、正気を失っていてさえ認識しつつある。すぐ後でリアは、姉娘たちのスピーチが「追従 (flattery)」であったとの認識を表現するからである。

Q Ha, Goneril! Ha, Regan! They flattered me like a dog. (Sc.20.95)

や、ゴネリル、や、リーガン、やつらは犬のようにわしに追従した。

F Ha, Goneril with a white beard. They flattered me like a dog. (4.5.94 ~ 5)

や、ゴネリル、白い髭を生やしおって。やつらは犬のようにわしに追従した。(目の前のグロスター伯をゴネリルと見誤ったもの)

これらQとFのテキストには違いがある。Qのリアは、そこにいない二人の娘たちの名前をあげて「追従した (flattered)」と叫ぶ。しかしFでは、目の前のグロスター伯の姿が意識にかぶって、「ゴネリル、白い髭を生やしおって (Goneril with a white beard)」と幻覚を口にするが、すぐ後で複数形の 'they' としており、リーガンを含むことが暗示される。

以上のような解釈をして、'No, they cannot touch me for crying.' の文中の 'they' をずっと心から離れないゴネリルとリーガンとすれば、「やつらはわしが [このように] 泣いていても非難できない」となるであろう。なぜならば、王国分割の際に二人に確認したとおり、自分は「国王の名、および国王の榮譽のすべて」を保持するはずの、王である (I am the king himself.) からなのだ。次の 'Nature's above art in that respect.' は、エドガーの言葉に反応して、コーディーリアの口にした 'art' を想起しつつ、自分が泣くのは単なる術 (art) ではない、正真正銘の王が人間の自然 (nature) のままに泣いている、という意味になるだろう。

最後にQとFの違いをまとめて、リアの謎の台詞をめぐる考察を締めくくりにしたい。Qの 'coining' が「硬貨鑄造」という、国王としての社

会的立場が反映された発言であるのに対して、Fの‘crying’は国王の身分のリアではあるが、その私的感情に関わる発言である。このようなQとFのリアの像の対照は、すでに本論(2)において確認したことに符合している。すなわち、確かにQのリアは続く台詞で、召集された兵士にお金を手渡す仕草を暗示しており、硬貨鑄造をになう国王の立場を匂わせるのも不思議ではないだろう。それに対してFのリアは、国王の立場を意識してはいるものの、娘たちとの軋轢に涙を流して耐え、私的な立場での自分の老いが中心的な関心である。Fのリアは涙を「女の武器」として以前はさげすんでいたにもかかわらず、「心中の嵐」に襲われて正気を失い混迷の中にあって、心理的な意識のたがはずれたこの場面では、その涙を心底から流しているのではないか。

おわりに

以上、嵐の中およびその後に起こる出来事でFの新構想に関わると考えられる修正のある場面を4ヵ所取り上げて検討した。本論(3)で確認したとおり、新たに嵐を表現する音声を示すと思われるト書きが付け加わったことにより、クライマックスとされるこれらの場面がさらに強調されるとともに、リアの台詞にある「わしの心中の嵐」と共振し、リアは狂気へと追い込まれていく。

これらの場面におけるQからFへの修正はいずれも、リアの王国であった領域が陥った法のない状態をQよりもさらに強調することになると確認できたと思われる。順に述べてみると、

- ①ケント伯と紳士の対話は、Qで明らかであったフランス王軍の侵攻が、Fではコーディーリアが率いる内乱軍へと修正される(これは本論全体の仮定である)。この軍勢の性質の転換により対フランス関係がFで差し引かれるため、Fではリアの王国であった領域が陥った法の失われた状態にさらに焦点が当たることになる。Qで対フランスの国際関係(=対外戦争)を契機としてわずかに暗示される国家の存在もFでは曖昧になる。

- ②リアの主宰する擬似裁判の場面がFにおいて削除されるのは、リアの王国であった領域が公正な裁判形式を許容するような場でなくなっていることをさらに明確に表わすためであると思われる。
- ③グロスター伯受難の場面では、コーンウォール公が伯を主君と臣下の誠実関係に背く裏切りを働いた者に仕立てて、公による意図的に法を無視した復讐、すなわち「実力行使」の恐ろしい光景が舞台上で演じられる。直後の召使たちの会話のFにおける削除は、単に道徳法にもとづく批判が何ら力を持ち得ない世界になっていることを示すだろう。
- ④‘Nature’ と ‘art’ に関わるリアの謎の台詞は、劇中で一貫する「泣くこと」の流れの中で解釈することにより、Fにおいてより一貫した読みが可能となるとともに、コーディーリアが最初の場面で用いる語 ‘art’ と関係づけても読める可能性を示唆した。リアの「心中の嵐」が吹き荒れるとともに、リアはやがて姉たち二人の ‘art’ を認識するにいたると考えられる。

以上のとおりこれら二つのリア王の物語において、嵐がQよりもFにおいて強調され、それらの連続する場面でクライマックスが訪れるとともに、「法なき状態」がさらに印象づけられる。次の(5)ではこのような混乱の状態から果たして法の回復はあるのか、あるとすれば何が契機となるのか、これらを探っていくことにしたい。

(5)に続く。

注

前回までと同じく、Qテキスト、Fテキストを引用する場合は原則として次のテキストによる。

Q Stanley Wells (ed.), *The History of King Lear*, Oxford University Press, 2000.

F Jay L. Halio (ed.), *The Tragedy of King Lear*, Cambridge University Press, 1992.

本文中の日本語訳についても同じく、

大場建治対訳・注解『リア王』、研究社、2005年

から引用させていただき、その都度表記いたしました。

- 1) 表記の微妙な違いだけで実質的にQとFは同じである。

Q 'In the last night's storm' (Sc.15,31),

F 'T'h'last night's storm' (4.1.32))。

- 2) 「…次の [3.7] には前半のクライマックスとなる 'blinding scene' が控えている」、大場、上掲書、p.326、'the climax of this sequence of scenes in the blinding of Gloucester in 3.7.' R.A. Foakes (ed.) *King Lear* (The Arden Shakespeare, 1997), p.288.
- 3) 原文は次のとおり。

But true it is. From France there comes a power
Into this scattered kingdom, who already,
Wise in our negligence, have secret feet
In some of our best ports, and are at point
To show their open banner. Now to you:
If on my credit you dare build so far
To make your speed to Dover, you shall find
Some that will thank you, making just report
Of how unnatural and bemadding sorrow
The King hath cause to plain.
I am a gentleman of blood and breeding,
And from some knowledge and assurance offer
This office to you.

- 4) 下野義朗「ヨーロッパ中世国家の構造」、木村尚三郎他編『中世史講座第4巻 中世の法と権力』所収、(学生社、1985年)、p.132.
- 5) 原文は次のとおり。

Who have – as who have not, that their great stars
Throned and set high? – servants, who seem no less,
Which are to France the spies and speculations
Intelligent of our state. What hath been seen,
Either in snuffs and packings of the dukes,
Or the hard rein which both of them hath borne
Against the old kind king; or something deeper,
Whereof, perchance, these are but furnishings –

- 6) ケント伯と紳士の対話の場面は、Steven Urkowitz, *Shakespeare's Revision of "King Lear"* (Princeton University Press, 1980), pp.67 ~ 79で論じられており、Qテキスト、Fテキスト、そしていわゆる合成テキスト (the composite text) を含めて、これら三種のテキストの問題含みの関係にも合わせて言及しており、以下の叙述でも参照させていただいた。
- 7) Urkowitz, *ibid.*, p.75. Gary Taylorは紳士がケントの話を折ることについて、Urkowitzのようにケントへの猜疑心を持ちださなくても、行方の知れないリアを早く探しに行きたい気持ちの表れと考えるだけでいい、と述べる。Gary Taylor, 'Date and Authorship of the Folio Version,' in Taylor, Gary and Michael Warren (eds.), *The Division of the Kingdoms*, (Oxford U.P., 1983), p.442.

- 8) Urkowitz, *ibid.*, p.72.
- 9) ヨーロッパ中世における裁判の位置付けについてはここでのリアの置かれた立場に次の指摘があてはまるだろう。「平和と法 (Friede und Recht) の維持を以てその最高の任務となし、正義の王 (*rex iustus*) たることを理想とした中世の支配者のもとにあっては、裁判による権利の保護は恐らく支配者の仕事の大半であった。この仕事は君主のみに限られていたのではなく、それぞれの範囲や権限において裁判権をもつ大小の聖俗領主のそれでもあったのである」。堀米庸三『ヨーロッパ中世世界の構造』(岩波書店、1976年)、p.266.リアの王国が地理的にどのような範囲におよぶかはまったく明らかではない。しかし、仮にその王国が大ブリテン島の全域におよぶような広大なものであったとしても、封建制度下のその王国のあり方としては、王国の内部に大きくは大諸侯や諸侯の支配する領地があり、小さくは小領主の領地まで、数々の封建領主が自分の裁判権の及ぶ地域をもつ、ということであろうと思われる。そういう中でリア自身は、もちろん国王としては王国全体を管轄する国王裁判権をもつとともに、それら大小の領主のうちの一者としても、自分の裁判権の及ぶ地域を管轄している、とうことであろうと思われる。
- 10) 大場、上掲書、p.326.
- 11) Foakes, *op.cit.*, p.288.
- 12) 大場、上掲書、p.326.
- 13) 'the mock-trial is too theatrically powerful in relation to the climax of this sequences of scenes in the blinding of Gloucester in 3.7.' Foakes, *op.cit.*, pp.287 ~ 88. FoakesはFにおけるこの擬似裁判の削除がよい結果をもたらしているとしている。
- 14) Roger Warren, 'The Folio Omission of the Mock Trial: Motives and Consequences' in Taylor, Gary and Michael Warren (eds.), *The Division of the Kingdoms*, (Oxford U.P., 1983), pp.45 ~ 57.
- 15) Warren, *ibid.*, p.45.
- 16) *ibid.*, p.50.
- 17) *ibid.*, p.45. Warrenの議論は合わせてStanley Wellsのつぎのような上演に関する推測も引用している。すなわち、シェイクスピアがQテキストによる上演の「リハーサルでの困難、そしておそらく上演に抱いた不満、それらの結果として」、最終的にFテキストのとおりになったのだろう、と。
- 18) そのような国家の存在が暗示されるのがQテキストであることは、すでに本論 (2) においてはリアの王国意識に関して、本論 (3) においてはケント伯の申し立てる 'freedom' に関して、それぞれ論じたとおりである。領地や領土などを基盤としたいわゆる「国家」と、「法」そして「自力救済」(つまり実力行使) との関係を木村尚三郎は次のように述べている。

近・現代社会にあって裁判判決が当事者間の紛争解決に実効性をもちうるのは、いうまでもなくその背後に国家による暴力の独占があり、判決を強行できるからである。一方において国民の自力救済権・暴力行使権を容認しつつ、他方では法による有効な解決を実現しようとすることはおよそ矛盾である。フランク王国において紛争解決の二方式、法による解決の道と実力による解決の道があったという

ことは、端的に言って、やはり自力救済こそが紛争解決の原則だったことを示すものであった。

木村尚三郎『歴史の発見 新しい世界史像の提唱』(中公新書、1968)、p.70.

19) Foakes, *op.cit.*, p.339.

20) 「ひとりひとりが狩猟に明けくれ、孤立的に自活するところでは、殺人はあっても犯罪は存在しない」。木村尚三郎、上掲『歴史の発見』、p.80. 今日でもたとえば道徳的にどんなに悪質とされる行為を犯しても、それを取り締まる法律がなければ罪にならず、罰を受けないのも同じことであろう。

21) イングランド王のジェイムズ一世がスコットランド王であった当時、1598年に作者名を記載せずに出版された‘THE TREW LAW OF FREE MONACHIES’という論文がある。その中でジェイムズは‘Law’とともに‘King, his land, his subjects, his people’などの用語を用いて法と国家に関する自分の主張を繰り広げている。その中にリアがここで述べることに近い主張があると思われ、関連があるかどうかは不明であるが、紹介してみたい。すなわち、

‘it is certain that a king can neuer be so monstrously vicious, but hee will generally fauour iustice, and maintaine some order, except in the particulars, wherein his inordinate lustes and passions cary him away; where by the contrary, no King being, nothing is vlawfull to none:...

「王は決して途方もなく邪悪ではありえず、一般的に正義を好み、何らかの秩序を維持するであろう。ただし、王が過度の欲望と欲情に我を忘れるような特別の場合は除く。それに反してもしも王がいない場合には、どんなことも誰にとっても違法でないのである」。J.P.Sommerville, (ed.), *King James VI and I Political Writings*. (Cambridge U.P. 1994), p.79.

22) Halio, *op.cit.*, p.203.

23) この場面でコーンウォール公が何か武器のようなものを身に付けているか、その行為に用いる道具は何か。QにもFにも何のト書きもないが、公爵が素手でその行為に及ぶことは考えにくいとすれば、何か道具を用いるに違いないと考えられる。

24) 次のようにFで ‘well’ が追加される。

Though (F well) we may not pass upon his life

Without the form of justice, yet our power

Shall do a courtesy to our wrath, which men

May blame but not control. (Q.Sc.14.22 ~ 25) (F.3.7.24 ~ 27)

ここでコーンウォール公は王の身分を暗示する ‘royal we’ を用いて ‘our power’ と述べ、自分が「王の権力」を持つかのような表現を用いる(これについては次回(5)でとりあげたい)。

25) ここでコーンウォール公が言及するのは、西ヨーロッパ中世における「流血裁判権」のことであろうと思われる。「流血裁判権とは、もっとも重い刑罰として死刑をも科しうる裁判権である」。木村尚三郎、上掲『歴史の発見』、p.76.

26) 封建制度下の貴族たちの臣従の関係が「個人的な関係」であることについては次のような記述がある。

「封建関係は純然たる個人間の関係」、堀米庸三『中世の光と影(下)』(講談社学

術文庫、1978) p.83.

「封関係はもともと当事者相互間の個人的契約である」、堀越孝一『中世ヨーロッパの歴史』(講談社学術文庫、2006) p.164.

またその関係が世襲されるものでないことについては、

「家臣たちの主君に対する忠誠は世襲されるものではなかった」、マルク・ブロック『封建社会』(岩波書店、1995) p.356.

その個別の関係が基本となつて、「ヨーロッパの領主たちは、主従関係の網の目の中に組み込まれて行ったのである」。渡辺昌美「城をめぐる生活」、堀米庸三編『生活の世界歴史6 中世の森の中で』(河出書房新社、1975年)所収、p.149.

- 27) 領地が一定の規模をそなえると、その領主は「諸侯」にあたる地位になると考えられる。ここで扱うリア王物語では領地の規模などは明確でなく、ケント伯は領地があるかどうかとも明らかではない。中世における家臣の「明確に区別された二類型」として、「給養をうける家臣」も、「世帯給付〔知行〕をうける家臣」とともに存在したが、ケント伯がその「給養を受ける家臣」にあたるかどうかは不明。マルク・ブロック『封建社会』(岩波書店、1995年)、p.213.
- 28) 堀米庸三『西洋中世世界の崩壊』(岩波書店、1958)、p.9. なおこれと関連させて、このリア王物語の中にフランス王とバーガンディ公が対等らしい立場でコーディネリアに求婚する二人の男子として登場することも注目すべきであろう。ここに登場するバーガンディ公(ブルゴーニュ公)のような「大諸侯」と呼ばれた貴族たちは、形式的には国王よりも下位に位置するように見える。しかし中世のフランスには「大諸侯」と呼ばれた大きな所領をもつ貴族たちが、ほとんど国王にも匹敵、あるいは国王をしのぐほどの権勢を誇った。たとえば百年戦争の後期において、ブルゴーニュがどれだけの勢力を誇ったか、次のような記述がある。「百年戦争後期の経過が示すように、ブルゴーニュは、すでにフランスの一封建諸侯領としては、余りにも巨大な存在であり、いわばただ王号を欠くにすぎない事実上の王国であった」。堀米庸三『西洋中世世界の崩壊』(岩波書店、1958年)、p.217.
- 29) 堀米庸三・堀越孝一『世界の歴史8 ヨーロッパ世界の成立』(講談社、1977年)、p.264.
- 30) 「結局、国王と最高の封建主君は一致いたしますけれども、本来これは別々のものだということですね。結局、国王は権威としては全国土にまあねく自分の権威をもっている。あるいは国王の権威が信ぜられるかぎりにおいて国が一つの封建国家として統合ができる。しかしながら、それを国王は実力をもって治めているのではない。こんなふうには私は理解するのです。権威と権力の分裂ということが封建国家の大きな特徴ですね」。堀米庸三「西欧型政治原理の発生——封建制度と封建社会」という同著者による講義に付された対談での発言。堀米庸三編『西欧精神の探究《革新の十二世紀》』(日本放送出版協会、1976年)、p.231.
封建制度のもつて王であることについては次のように言われ、国王とその他の領主との違いが指摘される。すなわち、「王であること、その意味は三点に要約される。超自然的権能を有すること(「療癒を癒す王」のイメージ)、教会の保護者であること(カロリング的観念の持続)、そして封建宗主であること(封建制度の論理的帰結)」。堀米庸三・堀越孝一、上掲『世界の歴史8』、pp.263～64.

ただしこれらはキリスト教圏であった中世ヨーロッパについての記述であり、キリスト教以前の時代に設定されているこれらの戯曲のリア王にはむしろ直接的には当てはまらない。

- 31) さらにグロスター伯の息子エドガーはリアの名づけ子 (godson) である (Q.Sc.6.91, F.2.1.90)。もちろんこれはキリスト教文化の中の慣習であり、キリスト教以前とされるリア王物語の時代設定とは合わないが。

- 32) すでに本論(2)で述べたとおり、グロスター伯は息子のエドガーを王国内で指名手配する措置を講じる際に、「公爵の名において布告を出そう (By his authority I will proclaim it, …)」と述べる。さらには公爵の側も、その指名手配の件を聞いて、「わしの名においてお前が好きならどんな手段を用いても計画を実行しなさい (Make your own purpose/ How in my strength you please.)」(Halioの注解による訳例, Halio, *op.cit.*, p.146)としてグロスター伯に自分の権力の行使を認めている。

その他に 'patron' が用いられる例は、QもFも最初の場面でケント伯がリアを呼ぶときだけであり ('As my great patron' (Q.Sc.1,133, F.1.1,136)), その際には同時に 'master' も用いており、ケント伯もまたリアと臣従の関係があると考えられる。

一方でオールバニ公とコーンウォール公は、リアを 'master' と呼ぶことはない。用いているのは 'sir' である。

ALBANY, CORNWALL 'Dear sir, forbear.' (Q---, F.1.1.156)

ALBANY 'Pray, sir, be patient.' (Q---, F.1.4.217)

ALBANY 'What's the matter, sir?' (Q.Sc.4.286, F.1.4.250)

CORNWALL 'Fie, fie, sir.' (Q.Sc.7.321),

CORNWALL 'Fie, sir, fie.' (F.2.4.156)

CORNWALL 'I set him there, sir.' (Q.Sc.7.356, F.2.4.192)

- 33) 堀米庸三、上掲『中世の光と影(下)』、p.83。
- 34) 堀越孝一、上掲『中世ヨーロッパの歴史』、p.164。
- 35) 堀越孝一、同上、p.164。さらにマルク・ブロックは、「このように次々と結ばれる家臣関係の数は、時に非常に大きくなることもあった。例えば十三世紀の末に、ドイツの一貴族は、自分が二〇人の違った主君から知行を受ける家臣であることを認め、他の一人は四三人の主君の家臣であること自認している」と述べる。マルク・ブロック、上掲『封建社会』、p.263。
- 36) 「主君のうち二人が互いに戦争を始めた場合、良き家臣はどちらの側につくべきか。どちらにもつかないとすれば、単に誠実違反を二重にするだけである。それ故、どちらかを選ばなくてはならなかった。どのようにして選ぶのか」として、封建制下の「複数の臣従礼」についてマルク・ブロックが述べており、複数の臣従例の下でディレンマに立たされることは例外的な出来事ではなかったことがわかる。マルク・ブロック、上掲『封建社会』、「第五章 複数の主君を持つ家臣」、p.265。
- 37) CORNWALL: I will have my revenge ere I depart the house.
(Q.Sc.12.1, F.3.5.1),
CORNWALL: The revenges we are bound to take upon your traitorous father.
(Q.Sc.14.5, F.3.7.7)
- 38) 大場、上掲書、p.327。

- 39) Foakes, *op.cit.*, p.302.
- 40) Michael Warren, 'The Diminution of Kent,' in *The Division of the Kingdoms* (Oxford University Press, 1983), p.64. さらにWarrenは、多くの場面の最後にこのような道徳的な短い会話や独白が挿入されるのがQテキストの特徴であるとし、瀕死のコーンウォール公と盲目のグロスター伯が舞台を去った後のこれら二人の召使の会話がその代表例であるとする。
- 41) Wells, *op.cit.*, p.221. 'justicers: ministers of justice, gods'
- 42) 大場、前掲書、p.238、「自然と人工の優劣は特にShの時代に好んで論じられた命題の1つ」。Foakes, *op.cit.*, p.333, 'a stock theme of the period, the relation between Nature and Art – a king who coins by divine right standing for Nature & a forger for Art'.
- 43) Foakes, *op.cit.*, p.333. Foakesはひとつの可能性として、ここでリアがエドガーの台詞に反応して「術よりも自然が心を引き裂く光景を生み出す」と言っているかもしれない、と述べる。この場合の自然 (nature) は後の注47にあるとおりの「人間の自然」であろう。
- 44) Foakes, *op.cit.*, p.333. Foakesはリアのこれらの「台詞は彼の狂気を表わしており、関連の糸はいくつか見出され得るとしても説明は無理」としている。
関連させて、Qの 'coining' に対してFで 'crying' と修正されることについて。いわゆる合成 (conflation) の結果としての合成本 (the composite text) ではQの 'coining' が採用される (例えば、G.K.Hunter (ed.) *King Lear*, Penguin Books,1972, Kenneth Muir (ed.) *King Lear*, the Arden Shakespeare,1972, R.A.Foakes (ed.) *King Lear*, the Arden Shakespeare,1997) など)。日本語訳の『リア王』も同じで、「賈金を造る」、「金を鑄造する」、などの訳がある。なおFテキストを訳した河合祥一郎訳『新訳 リア王の悲劇』(角川文庫、2020年)は、'crying'を「叫んだって」としている。
- 45) Halio, *op.cit.*, p.220.
- 46) Michael Warren, 'King Lear, IV .vi.83: The Case for "Crying" in *Shakespeare Quarterly*, 35 (1984), pp.319-21.
- 47) ヨーロッパ人の「自然」に関する次のような指摘が興味深いかもしれない。リアの用いている 'nature' は「人間の自然」なのだろう。
「ヨーロッパ人は人間と爾余の自然との間に明確な一線を画する。これは、大体論であるが、人間と自然とを連続的にとらえる多くの東洋人の思考と真向から対立するものである。このような自然観がまたヨーロッパ人に、精神と自然とを善悪の対立としてとらえる考え方をとらせた。ヨーロッパに自然そのものに対する美的鑑賞の態度が容易に成立しなかったのは、このような自然観の帰結である。ルネサンスはよく人間と自然の発見といわれるが、ルネサンスで発見された自然は人間の自然であって外界の自然ではなかった」。堀米庸三『歴史と現在』(中央公論社、1975年)、p.300.
- 48) リアがここで再登場する前、QもFも娘たちとの軋轢に心を奪われ続けて涙を流し続けていたことを考慮するならば、Qで再登場するリアの天下国家にかかわる宣言は唐突に響くだろう。Warrenもこれを指摘し、'coining' と言い出すことが観客には 'surprise' であるとしている (Warren, *op.cit.*, p. 320.)。本論 (2) で、Qのリアが「国家」の意識を維持しているとして確認したとおり、Qのこの場面でのリアはそれはそれ

で一貫していると思われるが、確かに観客はその発言の唐突さにびっくりするだろう。

引用文献

- Foakes, R.A. (ed.), *King Lear*, The Arden Shakespeare, 1997.
- Halio, Jay L. (ed.), *The Tragedy of King Lear*, Cambridge University Press, 1992.
- Taylor, Gary, 'Date and Authorship of the Folio Version,' in *The Division of the Kingdoms*, eds. Gary Taylor and Michael Warren (Oxford U. P., 1983), pp.351-464.
- Sommerville, J.P. (ed.), *King James VI and I Political Writings*. Cambridge U.P. 1994.
- Warren, Michael, 'The Diminution of Kent,' in *The Division of the Kingdoms*, eds. Gary Taylor and Michael Warren (Oxford U. P., 1983), pp.59-73.
- 'King Lear, IV. vi.83: The Case for "Crying"' in *Shakespeare Quarterly*, 35 (1984), 319-21.
- Warren, Roger, 'The Folio Omission of the Mock Trial: Motives and Consequences' in *The Division of the Kingdoms*, eds. Gary Taylor and Michael Warren (Oxford U.P., 1983), 45-57.
- Wells, Stanley (ed.), *The History of King Lear*, Oxford University Press, 2000.
- 大場建治対訳・注解『リア王』、研究社、2005年
- 河合祥一郎訳『新訳 リア王の悲劇』、角川文庫、2020年
- 木村尚三郎『歴史の発見 新しい世界史像の提唱』、中公新書、1968年
- 下野義朗「ヨーロッパ中世国家の構造」、木村尚三郎他編『中世史講座第4巻 中世の法と権力』所収pp.121-142. 学生社、1985年
- ブロック、マルク、『封建社会』、岩波書店、1995年
- 堀越孝一『中世ヨーロッパの歴史』、講談社学術文庫、2006年
- 堀米庸三「西欧型政治原理の発生——封建制度と封建社会」、堀米庸三編『西欧精神の探究《革新の十二世紀》』所収pp.205-33、日本放送出版協会、1976年
- 『西洋中世世界の崩壊』、岩波書店、1958年
- 『中世の光と影(下)』、講談社学術文庫、1978年
- 『ヨーロッパ中世世界の構造』、岩波書店、1976年
- 『歴史と現在』、中央公論社、1975年
- 堀米庸三・堀越孝一『世界の歴史8 ヨーロッパ世界の成立』、講談社、1977年
- 渡辺昌美「城をめぐる生活」、堀米庸三編『生活の世界歴史6 中世の森の中で』所収pp.125-57、河出書房新社、1975年